

第5次長泉町子ども読書活動推進計画（案）

令和8年3月

長泉町

目次

第1章 本計画の趣旨.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	3
3 計画期間と対象者.....	3
第2章 国の取組・県の取組・町の取組.....	4
1 国の取組.....	4
2 県の取組.....	5
3 町の取組.....	6
第3章 子どもと読書をめぐる現状と課題.....	7
1 わが国と静岡県の子どもの読書に関する現状.....	7
2 長泉町の子どもの読書の現状.....	8
3 アンケート調査からみえる現状.....	10
4 努力目標（数値目標）の達成状況.....	23
5 子どもの発達段階と本の目安.....	24
6 長泉町における子どもの読書活動についての課題.....	25

第4章 基本的な考え方.....	27
------------------	----

第5章 重点的に取り組むこと.....	28
---------------------	----

1 家庭での取組.....	28
2 地域での取組.....	29
3 学校での取組.....	31
4 図書館での取組.....	34

第6章 計画の推進.....	38
----------------	----

資料編.....	39
----------	----

第1章 本計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

急速に進む情報化社会の中で、スマートフォンやタブレットなどが一般的に普及し、音楽や動画の視聴、SNS、ゲームなどのエンターテインメントツールの利用も広がり、また、知りたい情報などもインターネットから簡単に取得できます。

このような現代においては、子どもたちが主体的に変化に向き合い、自らの力でよりよい社会と人生を切り拓いていくことができる力を、育むことが必要とされています。

読書は、子どもの知識を豊かにし、知的活動を高めるだけでなく、豊かな感情や心を育てることに繋がります。

そして、子どもの頃の読書体験はその後の人生における読書習慣を身につけることとなり、このことが、変化の激しい現代社会を、生き抜いていくために必要な生きる力として、

- ・子どもが自分で何が問題なのかを発見し、考え、判断する力
- ・表現し、解決することができる力
- ・他人を思いやる豊かな人間性を育む力

を身につけることに繋がります。

現在では、何か調べるにしても、本で調べるよりインターネットで調べた方がすぐに回答が得られ、本で調べることは効率が悪く、時間的にも無駄であると思われる風潮があります。このように、「分からないことは本で調べる」「本を読んで物語を楽しむ」などの行動が、「分からないことはインターネットで調べる」「物語や動画をインターネットで視聴する」という行動に置き換えられる機会が増加し、このことが、読書・活字離れの大きな理由の一つとなっていると言われています。

しかし、インターネットで得られる情報には、信憑性の不確かなものや悪意を持った虚偽の情報など、さまざまな情報が含まれています。

今の時代に、子どもたちからインターネット情報を遮断することは難しいことです。

このため、情報の真偽や価値を見分ける力をつけることが、今後子どもたちが社会に出て情報を扱う上で、とても大切なことです。

このような時代だからこそ、読書に親しむことで、自分で考える力や、判断する力を高めることが重要となります。

「子どもの読書活動の推進に関する法律※¹」は、その基本理念において、“子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである”と位置づけ、子どもが主体的に読書活動を行うことができるよう環境の整備が推進されることを求めています。

国の方針を受け、静岡県は平成16年1月に「静岡県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。現在は、第三次後期計画の計画期間になります。

長泉町では、令和3年度から令和7年度までを計画期間とした「長泉町子ども読書活動推進計画（第4次計画）」を策定し、本町の教育大綱の目標である「夢や目標の実現に向けて『主体的に生きる人』づくり」の一環として、子どもの発達段階に応じて、家庭・地域・学校が一体となって、本町の次代を担う子どもが自らの読書する力を確かなものとするよう、子どもの読書活動を推進してきました。

令和8年3月末に「長泉町子ども読書活動推進計画（第4次計画）」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢の変化や、これまでの計画の進行状況や他の計画等も踏まえて、本計画を策定するものです。

※1【参考】子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

2 計画の性格・位置づけ

- (1) この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項※2に基づく計画です。
- (2) この計画は、長泉町第5次総合計画における〈目指すまちの姿〉である「みんなでつくる 輝きつづける“ちょうどいい”まち」の実現に向け、教育学習分野の基本目標である「全ての人の成長と活躍を育むながいずみ」を進める計画です。
- (3) この計画は、静岡県子ども読書活動推進計画―第三次後期計画―、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」の内容を基にしつつ、これまでの長泉町子ども読書活動推進計画（第1次～第4次計画）の進捗状況等を踏まえたものです。

3 計画期間と対象者

この計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）の5年間の計画です。

ただし、社会情勢の急激な変化や取組みの進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直します。

この計画は、他の計画との整合を取り、目標の達成に向けて効果的な施策や事業の実施や評価を行います。

この計画の対象者はおおむね18歳未満です。

※2【参考】子どもの読書活動の推進に関する法律

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

第2章 国の取組み・県の取組み・町の取組み

1 国の取組み

平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行
平成14年 8月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次基本計画）策定
平成20年 3月	第二次基本計画策定
平成25年 5月	第三次基本計画策定
平成30年 4月	第四次基本計画策定
令和 5年 3月	第五次基本計画策定

国は、子供の読書活動に関する取り組みの現状として、図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加しているが、図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動の割合は減少していると報告しています。

また、令和4年度末までの不読率を、小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下という目標が達成されていません。

このため、第5次基本計画の基本的方針として、

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の推進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実、不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の利用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館のDX化を進める

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

としています。

※不読率：一カ月に一冊も本を読まない子どもの割合

2 県の取組み

平成16年1月 「静岡県子ども読書活動推進計画」（第一次計画）策定
平成23年3月 「静岡県子ども読書活動推進計画―第二次計画―」策定
平成30年3月 「静岡県子ども読書活動推進計画―第三次計画―」策定
令和 4年3月 「静岡県子ども読書活動推進計画―第三次後期計画―」策定

静岡県は、第三次計画の主な成果及び課題として、家庭においては、「保護者に対して子どもの読書活動を啓発している学校等の割合」は、高い水準を維持している。また、市町が設置する子育て支援拠点における図書スペース等の設置が進んでおり、本にふれる機会の充実が図られている。一方で、「1週間に1度は家庭や地域で本に親しむ子どもの割合」は横ばい又は減少傾向にあり、特に高校生では3割弱と低い水準で、幼少期からの切れ目ない読書啓発による取組が必要だ。としています。

地域においては、県内市町立図書館の児童図書の年間貸出冊数は増加傾向にある。また、子ども読書アドバイザーは、2020年度には県内全市町に配置が完了した。一方で、高齢化等により活動を継続できない人もおり、継続的な養成が必要だ。としています。

学校等においては、子ども読書アドバイザーを活用した幼・保等の読書活動推進モデル事業を行い、保護者への啓発活動や目的に合った選書、絵本コーナーの環境整備等で効果があった。朝読書等の読書活動を実施している学校の割合は高い水準を維持している一方で、市町によって子ども読書アドバイザーの学校等での活用に差があり、先進的な取組を広く周知し、読書活動推進を図る必要がある。また学校図書館においても個人端末の活用を図る必要がある。としています。

〔静岡県の施策の方向性〕

1 家庭における子どもの読書活動の推進

- (1) 子どもの読書習慣づくり
- (2) 本にふれる機会の充実

2 地域における子どもの読書活動の推進

- (1) 公立図書館の整備・充実
- (2) 地域における子どもの読書推進活動等への支援

3 学校等における子どもの読書活動の推進

- (1) 幼稚園・保育所・認定こども園における読書活動推進機能・事業の充実
- (2) 学校における子どもの読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実
- (3) 学校図書館等の機能の強化

4 推進・支援体制の整備等

- (1) 県における推進・支援体制の整備
- (2) 出版、書籍販売業界、報道機関等との連携

※静岡県子ども読書アドバイザー
静岡県が、学校や図書館等とボランティアをつなぐコーディネーター役、経験の浅いボランティアへの指導者としての役割を担うために養成を行っており、2025年までの目標値としてに250人設定している。

3 町の取組み

本町では国や静岡県の子どもの読書活動への方向性を踏まえ、子どもの自発的な読書活動の推進に向け、さまざまな取組みを進めてきました。

取組みの主体として、図書館・学校・園・読み聞かせボランティアのネットワークづくりや読書環境の整備・充実を図り、家庭や地域が一体となって子どもの読書習慣を確立することを目的として、平成14年度に「長泉町子どもの読書習慣づくり実行委員会」が設置されており、実行委員会を中心に、読み聞かせボランティアの養成講座や、子ども読書推進講座などを始めとした、様々な事業の企画立案・運営を通して、子どもの読書活動の推進を進めています。

また、地域での取組みとしては、町内の幼稚園・保育園・認定こども園などで活動する読み聞かせボランティアや、町内各小中学校などで活動する読み聞かせボランティアが、それぞれの活動場所において、子どもたちへの読み聞かせ活動を実施しています。

なお、平成22年の「米山文庫こども図書館」の開設をきっかけに、平成22年度より地域文庫への補助を開始し、平成26年度には「なかとがり文庫」が開設され、2箇所の地域文庫が活動を続けています。

学校においては、子どもの読書の時間を確保するため、教育活動全体を通じた読書指導により、子どもの自主的な読書習慣形成を進めています。

また、小・中学校の学校図書館の充実や学校図書館を計画的に利用した読書指導の工夫など、各学校における読書活動を強化しています。

学校図書館の機能を十分に発揮していくため、中心となる司書教諭と学校図書館補助司書の連携の強化を進めています。

図書館においては、児童書の購入、児童室の整備など、子どもの読書環境の整備に力を入れ、また令和元年度には、図書館システムのバージョンアップにより、インターネットによる読書履歴の管理や、読書手帳の発行ができるようになるなど、これまでの読書補助機能を強化しました。

また、平成25年度には検索端末の増設、平成29年度には児童室のじゅうたんの取り替え、令和2年度には図書消毒機の導入など、ハード面においても利用者の利便性の向上に努めています。令和6年9月には電子図書館を開設し、日時、天候、場所に関係なくインターネット環境があれば利用でき、また障害のある方にも等しく利用できる読書バリアフリーの環境を整備しました。

なお、教育関係施設や関係団体に対して、定期的に図書資料の団体貸出を行い、図書の配本、回収サービスを計画的に行っています。

第3章 子どもと読書をめぐる現状と課題

1 わが国と静岡県の子どもの読書に関する現状

わが国の子どもの読書の現状について、2024年6月に実施した「第69回学校読書調査※3」の調査結果をみると、1か月の平均読書数は小学生が13.8冊、中学生が4.1冊、高校生が1.7冊となっています。

過去に遡って比較すると、2000年前後まではほぼ横ばいで推移し、以降は増加の傾向にあります。特に小学生においては、2000年には6冊程度であったものが倍近くに増加しており、中学生においても2000年の約2冊から2倍以上に増加しています。

なお、高校生はほぼ横ばいで推移しており、2010年の1.9冊が最高値として、緩やかに減少しています。

また、不読率については、小学生が8.5%、中学生が23.4%、高校生は48.3%となっています。

過去からの推移を見ると、2000年前後には、中学生40%台、小学生10%台で推移していたものが、特に中学生で大幅に改善されています。

なお、高校生はほぼ横ばいで推移しています。

静岡県における1か月の平均読書数については、小学生、中学生、高校生ともに平成29年度から令和2年度まで、ほぼ横ばいで推移しています。

国、静岡県ともに、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて読書量が減少しています。

また、スマートフォンやタブレットの普及、子どもたちの生活におけるメディアの位置づけやコミュニケーションのあり方も大きく変わってきており、スマートフォンなどの情報端末の普及におされ、子どもが本、雑誌、新聞等の従来の活字メディアに触れる機会が減少しています。

ただ、年齢が上がるにつれ読書量は減少しているものの、第69回学校読書調査で、「本を読むことは大切だと思うか」との問いに対し、「大切だと思う」と「どちらかといえば大切だと思う」の割合が、小学生で91.7%、中学生で89.3%、高校生で92.9%という結果が出ています。本が好きであることや、読書の重要性を理解しながらも、実際には読書をする時間や機会が少なくなっている現状がうかがえます。

※3【参考】学校読書調査

1954年、学校図書館法が施行されたのを機に子どもたちがどんなものを読んでいるかの実態を把握するために始まり、全国の小学校4年生以上、中学校、高校合わせて9学年の男女を対象にして、1か月間に読んだ本の冊数やその書名等を毎年の基本調査とし、その他に特別テーマを設定し、子どもをめぐる「読書環境」など、読書に関する世論調査を、全国学校図書館協議会が行っています。

子どもの読書に関する現状（国・静岡県）】

		国		静岡県		長泉町	
		令和元年	令和6年	令和元年	令和2年	令和元年	令和7年
1か月の平均読書冊数	小学生	11.3冊	13.8冊	6.4冊	5.0冊	10.6冊	13.4冊
	中学生	4.7冊	4.1冊	2.9冊	3.7冊	4.4冊	7.6冊
	高校生	1.4冊	1.7冊	1.9冊	1.9冊	-	2.0冊
不読者の割合	小学生	6.8%	8.5%	14.8%	17.1%	1.1%	22.9%
	中学生	12.5%	23.4%	27.6%	34.0%	8.9%	17.1%
	高校生	55.3%	48.3%	38.7%	48.5%	-	42.9%

※国のデータは2024年学校読書調査の結果を転記

※静岡県のデータは「第三次計画静岡県子ども読書推進計画―後期計画―」より転記

※長泉町のデータは2025年長泉町子ども読書アンケート調査から算出

2 長泉町の子どもの読書の現状

本町には、コミュニティながいずみ内に長泉町民図書館が整備されており、児童閲覧室、レファレンス室を備えています。

児童書の貸出者数は、平成27年度をピークに、緩やかな減少傾向にありましたが、令和6年には大きく回復しております。

児童書の蔵書数についても、年々増加してきましたが、書架スペース不足の問題等もあり、令和元年度以降は減少傾向にあります。

図書の貸出点数については、一般書は横ばいで、児童書はやや増加傾向にあります。また、児童の新規登録者は平成23年度をピークに、減少傾向にありましたが、令和3年度から実施している、新小学校1年生対象の図書貸出証一括登録事業により、新規登録者は増加しました。

図書館の利用にあたっては、学習、調査、質問や読書相談に応じるレファレンスサービス、予約・リクエストの受付、広域利用、相互貸借の活用など、利便性を図ってきました。

令和6年9月に電子図書館を導入し、児童書を中心に所蔵をしています。

また、子どもの読書習慣づくり実行委員会とともに、毎年11月に開催する読書フェアや子ども読書推進講座を開催し、保存期間が過ぎた雑誌類を無償提供するリサイクルコーナーの設置、読書感想文コンクールなどの各種事業を通して、子どもの読書習慣の形成を推進しています。

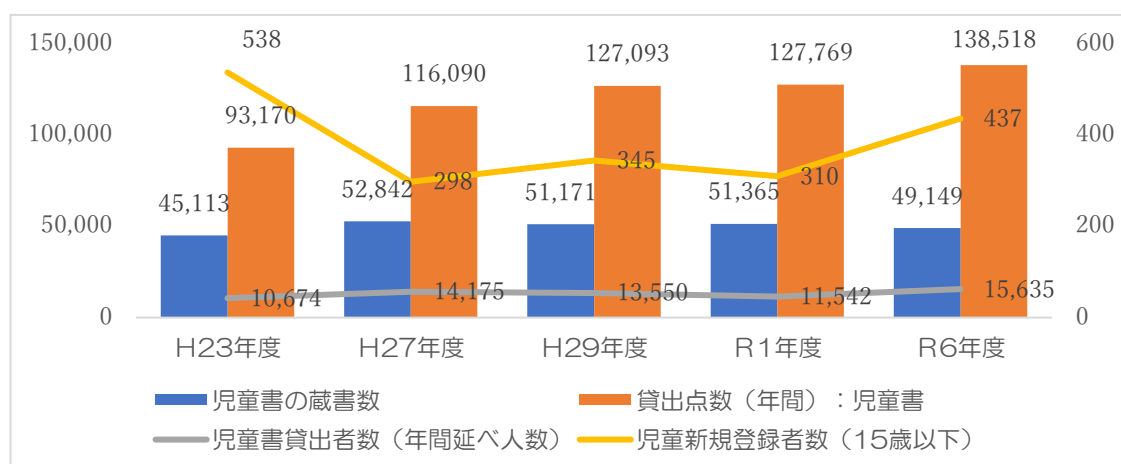
乳幼児期においては、ブックファースト事業や子育て支援センター（3か所）における読み聞かせなど、親子で本に親しむ機会を創出し、幼稚園・保育園・認定こども園等における読み聞かせなど、ボランティアの支援も取り入れた、「子どもと本の出会い・ふれあい」が積極的に行われています。また、児童会（放課後児童クラブ）においては団体貸出を行っています。

【本町の児童書貸出等の推移】

	H23年度	H27年度	H29年度	R 1 年度	R 6 年度
児童書の蔵書数	45,113 冊	52,842 冊	51,171 冊	51,365 冊	49,149 冊
貸出点数（年間）：児童書	93,170 冊	116,090 冊	127,093 冊	127,769 冊	138,518 冊
貸出点数（年間）：一般書	88,875 冊	107,659 冊	101,266 冊	116,456 冊	105,376 冊
児童書貸出者数（年間延べ人数）	10,674 人	14,175 人	13,550 人	11,542 人	15,635 人
児童新規登録者数（15歳以下）	538 人	298 人	345 人	310 人	437 人
児童人口当たり児童新規登録者数	7.52%	4.01%	4.64%	4.17%	5.96%
児童登録者数（累計）	2,069 人	2,936 人	2,856 人	2,530 人	2,164 人
児童書団体貸出点数	12,879冊	13,407冊	12,937冊	8,308冊	6,055冊

※資料 長泉の教育、ながいずみ行政資料集・国勢調査

※児童人口（15歳以下）は、H23年度はH22年国勢調査（7,165名）、H27年度・H29年度・R 1年度はH27年国勢調査（7,435名）、R 6年度はR 2年国勢調査（7,336名）を使用しています。



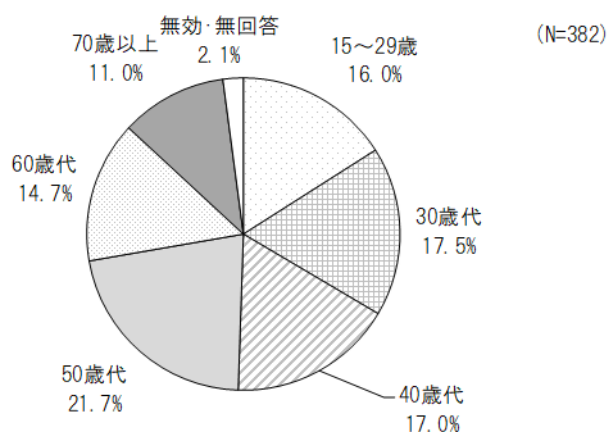
3 アンケート調査からみえる現状

計画の策定にあたり、アンケート調査を実施し、子どもの読書活動についての現状や意識を把握しました。

(1) 実施結果

	対象者	対象者数	有効回答数	有効回答率
小中学生 アンケート	町内各小学校・中学校に在籍する小学5年生及び中学2年生（抽出）	305 人	305 人	100.0%
一般住民 アンケート	町内在住の 15 歳以上の一般住民（無作為抽出）	1,000 人	382 人	38.2%

(2) 一般住民アンケート年齢層別回収率



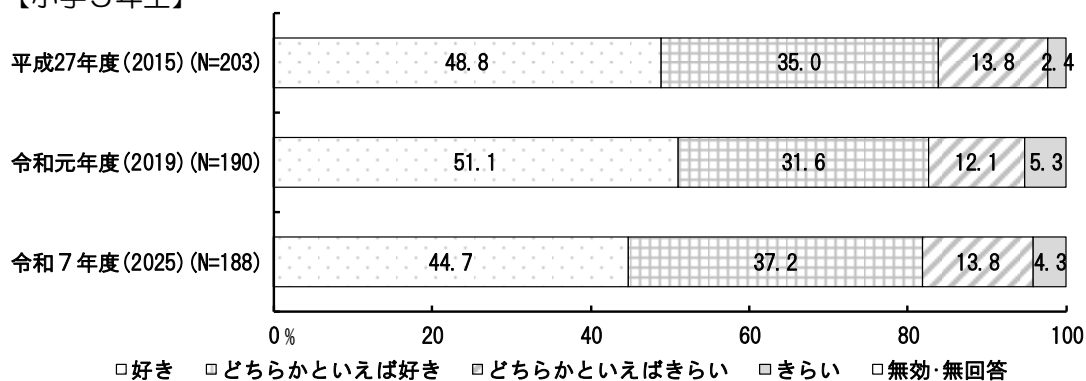
(3) 調査結果の表示方法

- 回答の割合は、各質問における回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示しています。
- 百分率（％）は小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。このため、百分率の合計が100.0%にならない場合があります。また、同じ理由で、コメント中における複数項目の割合の合計が、グラフ中に表示されている割合の合計とは一致しない場合があります。
- 複数回答の質問（1つの質問に2つ以上答えられる）では、回答者が全体に対してどの程度の割合かを示しているため、各回答割合の合計が100%を超える場合があります。
- 過去の調査中に今回の調査と同じかほぼ同様の質問項目がある場合は、可能な限り調査結果間の比較（時系列比較）を実施しています。
- クロス集計を実施した場合、無効・無回答を除外しているため、クロス集計の有効回答数の合計と、単純集計（全体）による有効回答数が合致しない場合があります。なお、クロス集計とは、複数の質問項目の回答結果を交差して並べ、表やグラフを作成することで、質問間の相互関係をわかりやすく把握するための集計方法です。

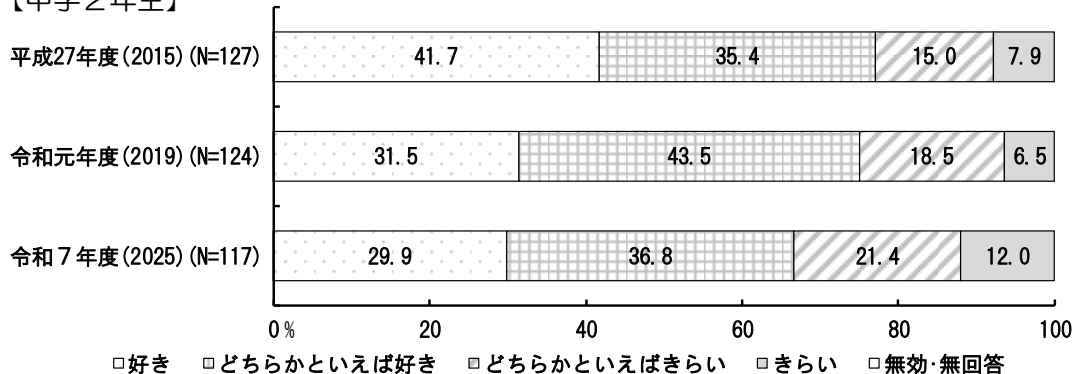
（１）子ども（小学生・中学生）の読書活動について

①読書の好き・きらいについて

【小学５年生】



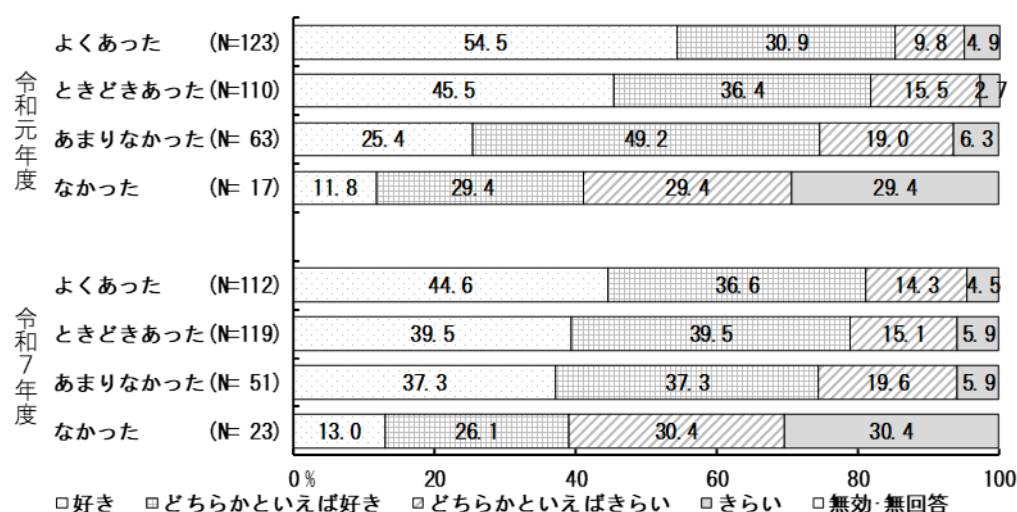
【中学２年生】



小学５年生では「好き」44.7%、「どちらかといえば好き」37.2%に対し、「どちらかといえばきらい」13.8%、「きらい」4.3%で、「好き」「どちらかといえば好き」を合計した割合は全体の81.9%となっています。過去の調査と比較しても、各調査とも「好き」と「どちらかといえば好き」を合計した割合は80%以上となっており、概ね同程度で推移しています。

中学２年生では、「好き」29.9%、「どちらかといえば好き」36.8%に対し、「どちらかといえばきらい」21.4%、「きらい」12.0%で、「好き」「どちらかといえば好き」を合計した割合は全体の66.7%と、小学生より低くなっています。過去の調査と比較すると、令和元年度までは「好き」と「どちらかといえば好き」を合計した割合が70%以上となっていました、今回は60%台に低下しています。

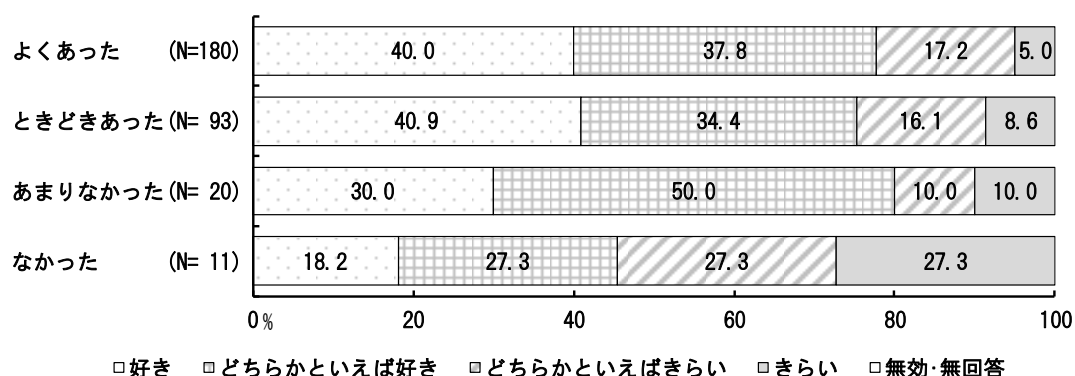
幼少期の家庭での読み聞かせ等の経験の有無【小学5年生・中学2年生合計】



問2（あなたは、本を読むことが好きですか）とのクロス集計結果をみると、今回調査では、就学前に家の人に本を読んでもらう、いっしょに本を読む等の経験が「よくあった」回答者では、読書が「好き」「どちらかといえば好き」を合計した割合が81.3%、同じく「ときどきあった」では79.0%、「あまりなかった」では74.5%となりました。これに対し、経験が「なかった」回答者では、「好き」「どちらかといえば好き」を合計した割合が39.1%にとどまり、現時点での読書に対する態度に明確な差がみられます。

また、令和元年度の調査結果においても同様に、経験が「よくあった」「ときどきあった」「あまりなかった」回答者と、「なかった」回答者との間では、読書が「好き」「どちらかといえば好き」を合計した割合に大きな差が出ています。就学前の時期において「家族と本を読む(読んでもらう)」等の経験が少しでもあったか、全くなかったかの差が、就学後の読書に向き合う態度に大きく影響していることが示されています。

幼少期の図書館、書店等へ連れて行ってもらった経験の有無【小学5年生・中学2年生合計】

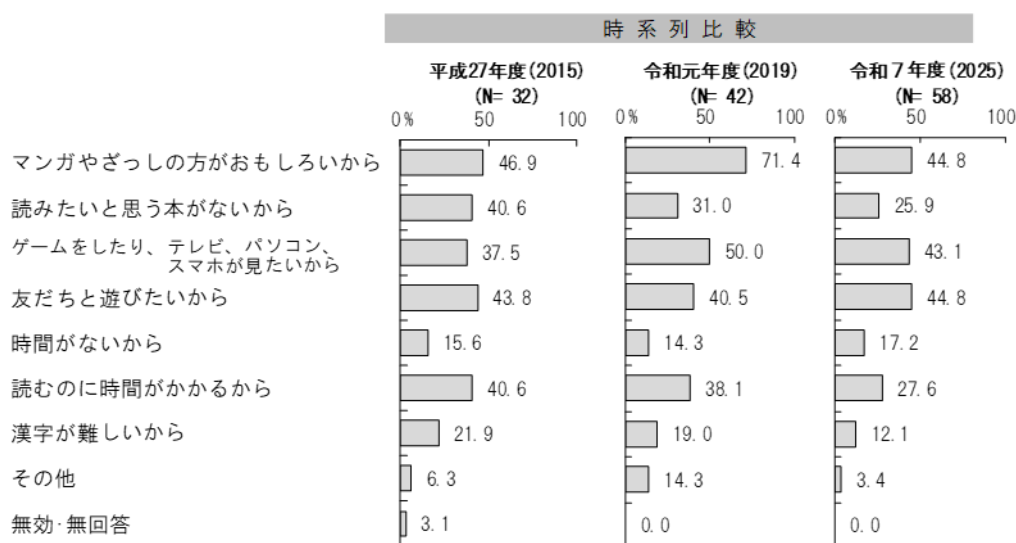


問2（あなたは、本を読むことが好きですか）とのクロス集計結果をみると、幼稚園の先生等に本を読んでもらう経験が「よくあった」「ときどきあった」「あまりなかった」回答者では、読書が「好き」「どちらかといえば好き」を合計した割合が70%を上回ったのに対し、「なかった」回答者では40%台にとどまり、両回答者の間で、問13におけるクロス集計と同様の差異が生じていることがうかがえます。

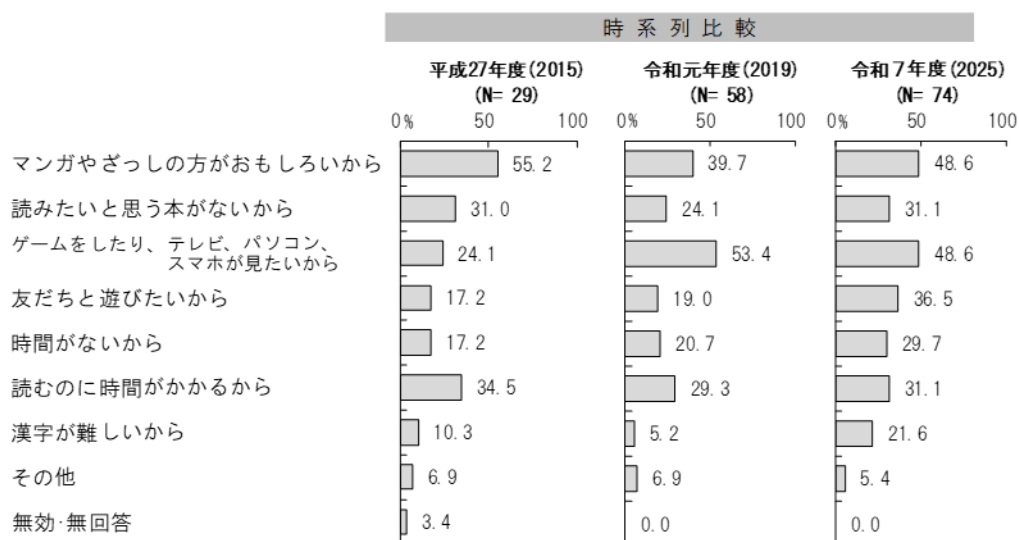
②好きな理由と嫌いな理由

＜好きな理由＞

小学5年生



中学2年生



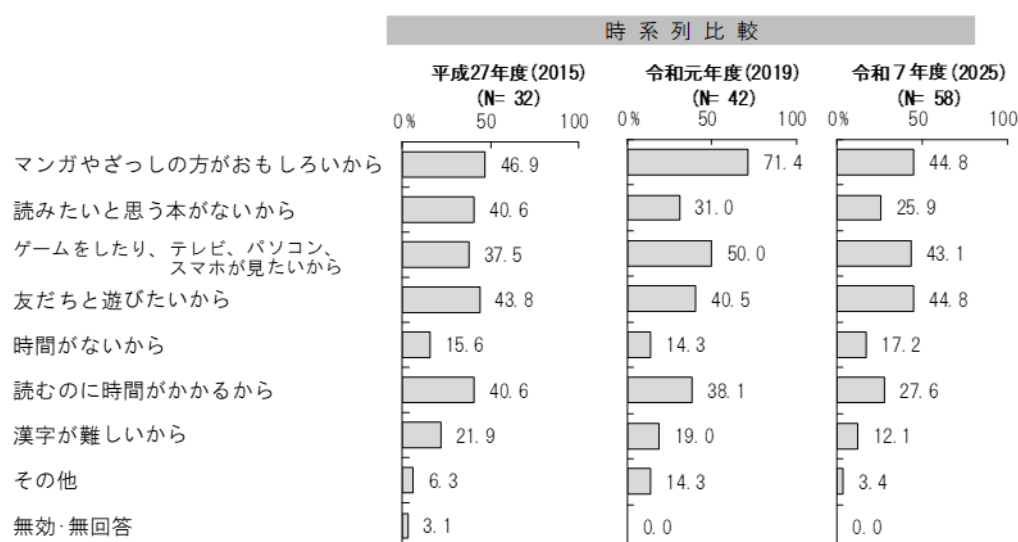
※令和元年度及び今回の調査では、有効回答のあった回答者数を百分率（％）の母数としています。

小学5年生、中学2年生とも「物語がおもしろいから」「いろいろなことを知ることができるから」「考えることが楽しいから」の順に回答割合が高くなっており、類似した回答傾向にあります。

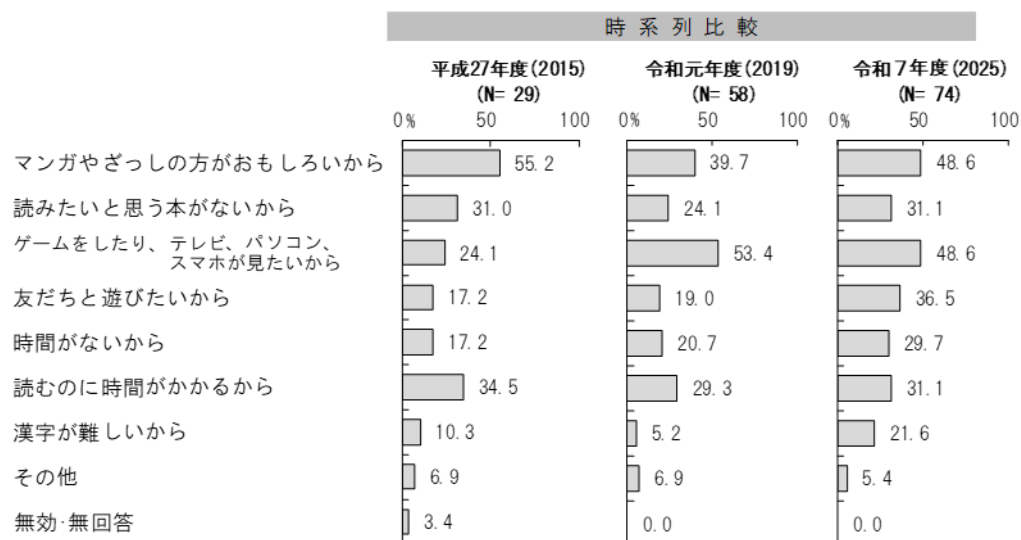
また、過去の調査と比較しても、小学5年生、中学2年生とも「物語がおもしろいから」「いろいろなことを知ることができるから」「考えることが楽しいから」の順に回答割合が高く、概ね同様の傾向にあります。ただし、今回調査では中学2年生で「いろいろなことを知ることができるから」が令和元年度より16ポイント高くなっているのが目立ちます。

＜嫌いな理由＞

小学5年生



中学2年生



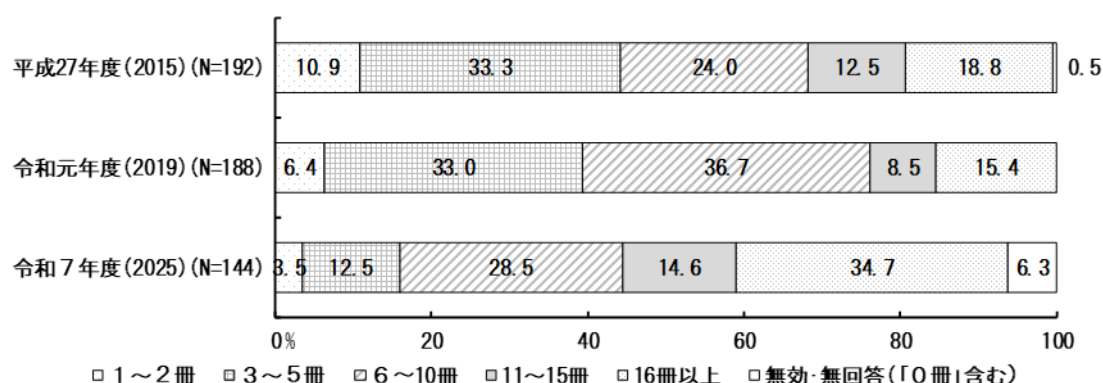
※令和元年度及び今回の調査では、有効回答のあった回答者数を百分率(%)の母数としています。

小学5年生では「マンガやざっしの方がおもしろいから」「友だちと遊びたいから」「ゲームをしたり、テレビ、パソコン、スマホが見たいから」の割合が40%を超え、「読むのに時間がかかるから」「読みたいと思う本がないから」が20%台で続いています。令和元年度と比較すると、「マンガやざっしの方がおもしろいから」の割合が大幅に低下したほか、「読むのに時間がかかるから」「ゲームをしたり、テレビ、パソコン、スマホが見たいから」「読みたいと思う本がないから」の割合がいずれも低下しました。一方、「友だちと遊びたいから」の割合はやや上昇しています。

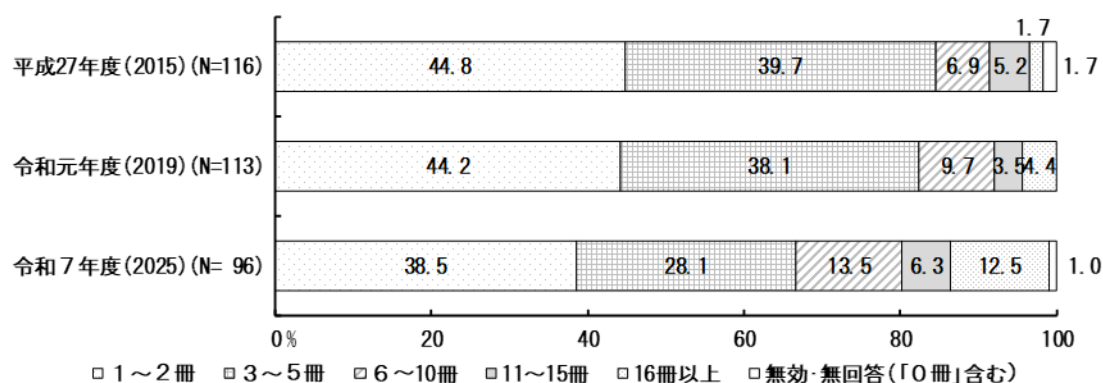
中学2年生では、「マンガやざっしの方がおもしろいから」「ゲームをしたり、テレビ、パソコン、スマホが見たいから」の割合が40%を超え、「友だちと遊びたいから」「読みたいと思う本がないから」「読むのに時間がかかるから」が30%台で続いています。令和元年度と比較すると、「友だちと遊びたいから」「マンガやざっしの方がおもしろいから」「読みたいと思う本がないから」の割合が上昇しました。また、「漢字が難しいから」「時間がないから」も割合の上昇が目立ちます。

③ 1か月の読書量

小学5年生



中学2年生



※「0冊」という回答については、1か月で1冊を読み切れない程度のペースで本を読む回答者がいる可能性を踏まえ、無効扱いとはしていません。ただし、集計上は無効・無回答と合算しています。

小学5年生では、「16冊以上」34.7%が最も割合が高く、「6～10冊」28.5%、「11～15冊」

14.6%と続いています。過去の調査結果と比較すると、「1～2冊」「3～5冊」の割合が低下した一方、「16冊以上」の割合が19ポイント上昇しており、1か月で読む冊数は増えています。ただし、問7の回答結果を併せ考慮すると、全体では「16冊以上読む子」と「本を読まない子」の割合がそれぞれ上昇していることになり、小学5年生の読書実績が両極端に二分化していることが考えられます。

中学2年生では、「1～2冊」38.5%が最も割合が高く、「3～5冊」28.1%、「6～10冊」13.5%と続いています。小学5年生と比較すると、「16冊以上」を除いて回答者の割合は冊数が増えるほど低下しています。一方、過去の調査結果と比較すると、「1～2冊」「3～5冊」の割合は低下していますが、「16冊以上」の割合は上昇しています。小学5年生ほどではありませんが、中学2年生においても、全体として「より多く本を読む子」と「本を読まない子」に二分化する傾向の存在が推測されます。

④不読率

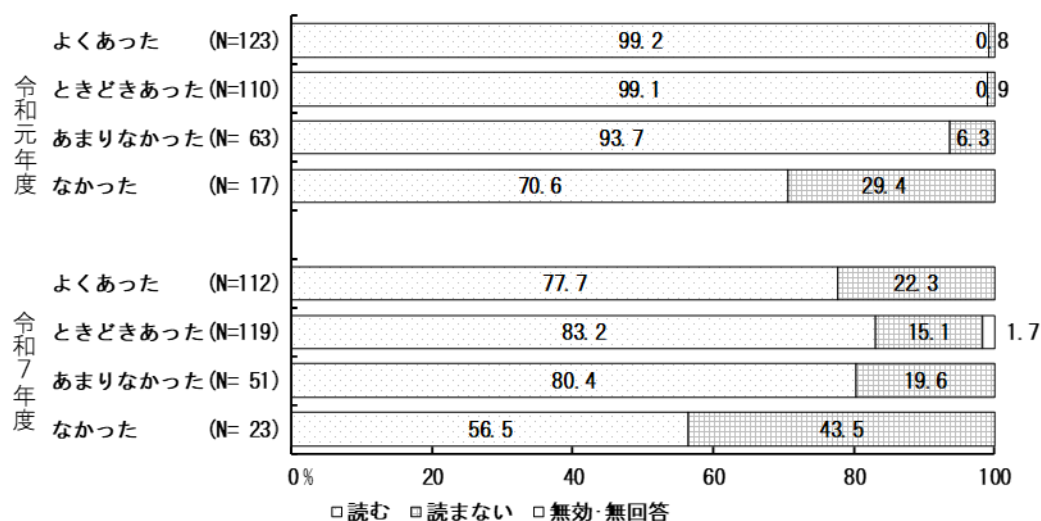
1か月に本を読まない人の割合（％）

区分		本を読まない	読む	無回答
H27	小学5年生	3.0	94.6	2.5
R1		1.1	98.9	0.0
R7		22.9	76.6	0.5
H27	中学2年生	7.9	91.3	0.8
R1		8.9	91.1	0.0
R7		17.1	82.1	0.9

小学5年生では「読む」76.6%に対し、「読まない」22.9%となりました。過去の調査結果では、平成27年度、令和元年度とも95%以上が「読む」と回答していましたが、今回はその割合が令和元年度より20ポイント以上低下し、概ね4人に3人が「読む」状態となっています。

中学2年生では「読む」82.1%に対し、「読まない」17.1%となりました。過去の調査結果では、平成27年度、令和元年度とも「読む」が90%を上回っていましたが、今回は令和元年度より9ポイント低下しており、小学5年生、中学2年生とも「読む」とする割合が低下しています。一方で、今回の調査では小学5年生の不読率（本を「読まない」とする割合）が中学2年生よりも高くなっており、過去の調査結果とは状況が変わっています。

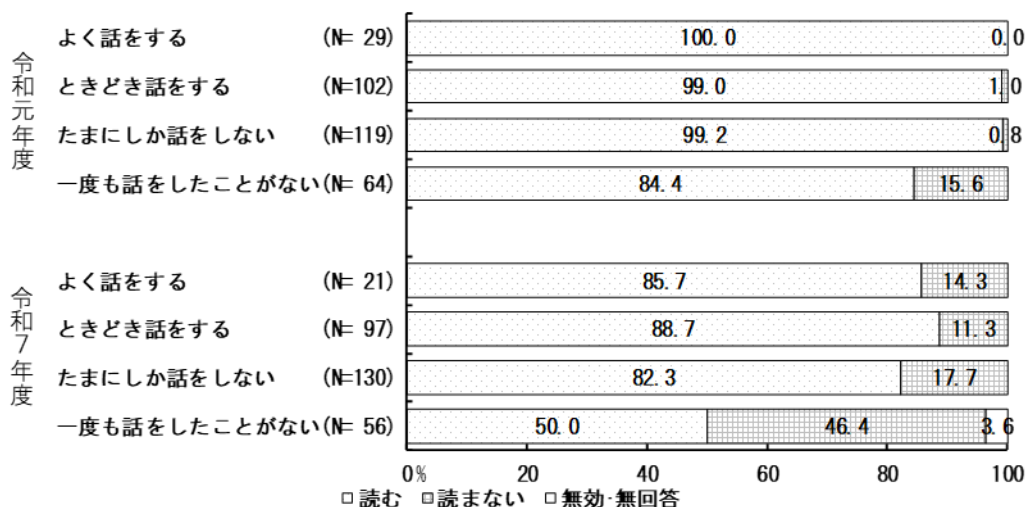
幼少期の家庭での読み聞かせ等の経験の有無【小学5年生・中学2年生合計】



問7（あなたは、学校の朝読書も含めて、家や学校、図書館などで本を読みますか）とのクロス集計結果をみると、今回調査では、就学前に家の人に本を読んでもらう、いっしょに本を読む等の経験が「よくあった」回答者では、家や学校図書館で本を「読む」割合が77.7%、同じく「ときどきあった」では83.2%、「あまりなかった」では80.4%となりました。これに対し、経験が「なかった」回答者では割合が56.5%となっており、現時点での実際の読書活動においても、明確な差が出ていることがうかがえます。

また、令和元年度の調査結果においても同様に、経験が「よくあった」「ときどきあった」「あまりなかった」回答者と、「なかった」回答者との間では、本を「読む」割合に明確な差があります。就学前の経験の違いが、読書に対する態度に加え、実際の読書活動にも影響を与えていることが示されています。

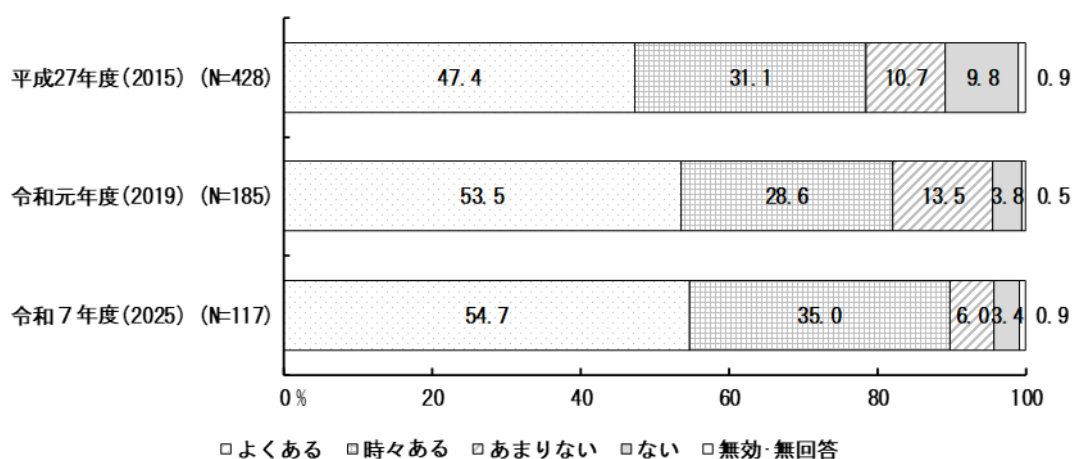
家族と読書について会話の有無別【小学5年生・中学2年生合計】



問6（あなたは、読んだ本のことで、家族や友達、先生と話をすることがありますか）とのクロス集計結果をみると、令和元年度及び今回とも、読んだ本のことを周囲と「よく話をする」「ときどき話をする」「たまにしか話をしない」回答者と比較して、「一度も話をしたことがない」回答者における「読む」割合が低くなっています。特に今回は、「一度も話をしたことがない」回答者における「読む」割合が50.0%となり、それ以外の回答者における「読む」割合が80%を上回っているのと比較して、大きな差がみられます。読書に興味や関心が薄い子どもにおいて、周囲と本の話をする環境や動機が乏しいことがうかがえます。また、逆の因果関係として、本の話をする環境下には、積極的な読書への動機づけが機能していないとも推測されます。

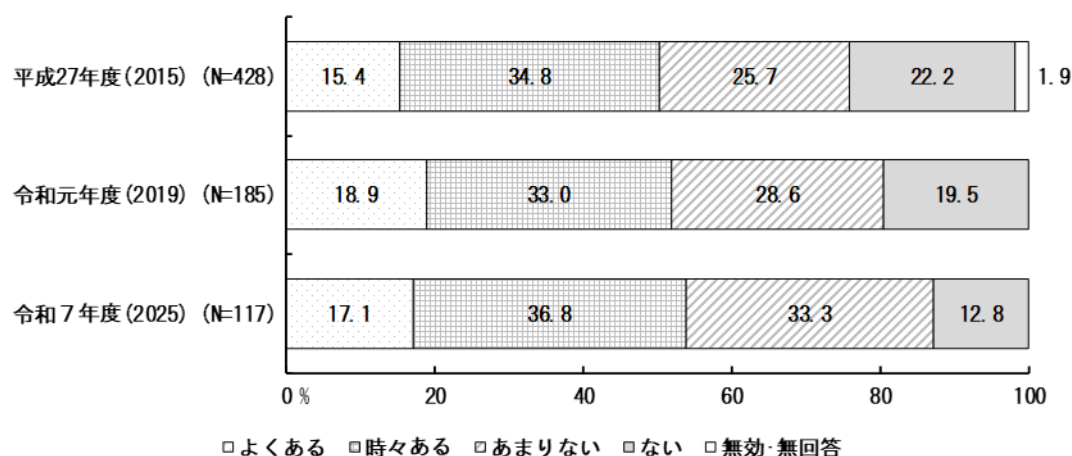
（２）一般市民の読書活動について

① 《親の読み聞かせの経験の有無》



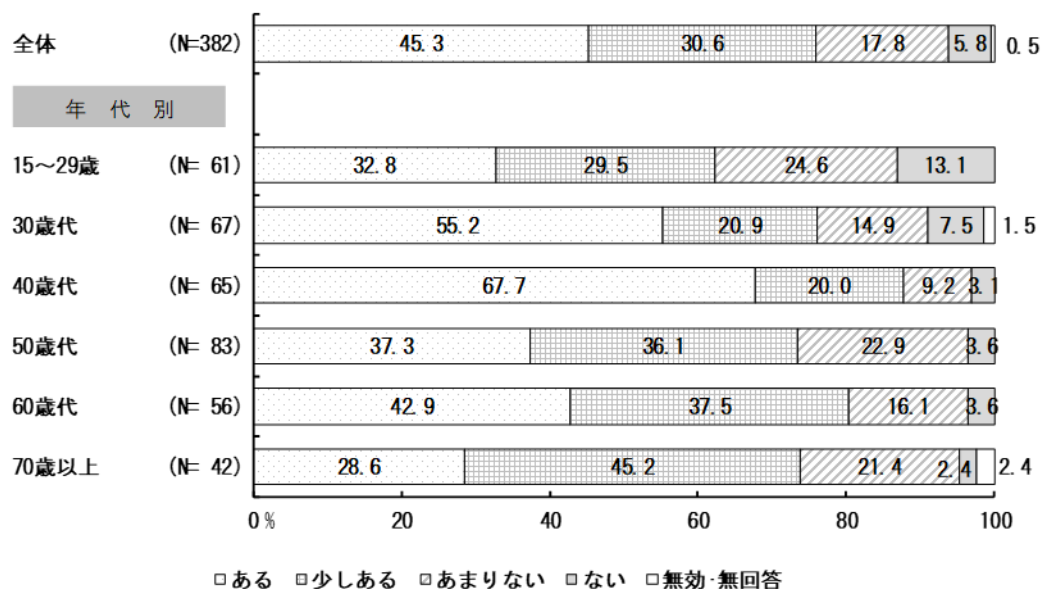
今回調査では、「よくある」54.7%、「時々ある」35.0%、「あまりない」6.0%、「ない」3.4%となっています。過去の調査と比較すると、「よくある」「時々ある」の割合は以前より上昇しているのに対し、「ない」は低下しています。全般に、子どもに本を読んであげた（読み聞かせをした）経験のある住民は以前より増加し、かつ、その実施頻度も上昇傾向にあるものとみられます。

② 《本を話題にして子どもと話したり家族で同じ時間に読書をしたりすることの有無》



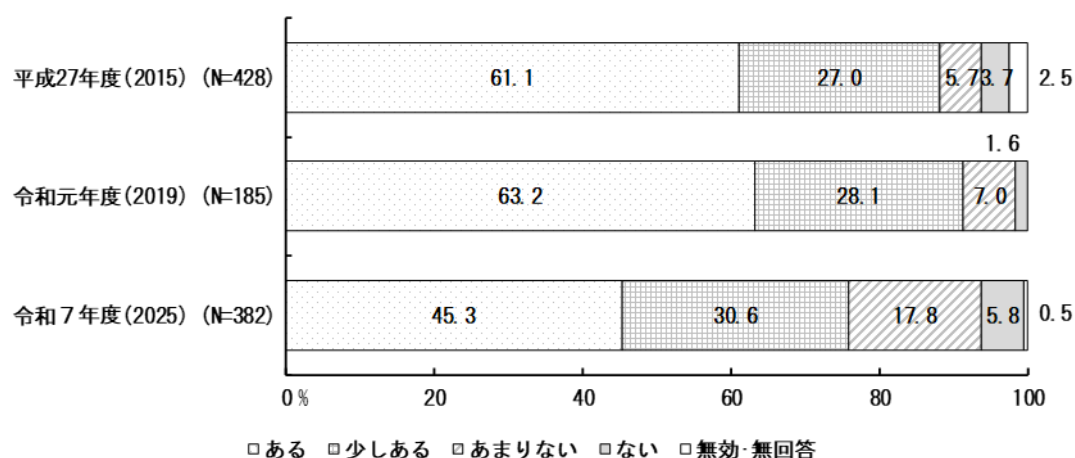
今回調査では、「よくある」17.1%、「時々ある」36.8%、「あまりない」33.3%、「ない」12.8%となっています。過去の調査と比較すると、「よくある」「時々ある」を合計した割合はほぼ同程度で推移していますが、「あまりない」は上昇傾向、「ない」の割合は以前よりも低下しています。頻度は別として、本を話題にした子どもとの会話や家読の経験がある回答者（＝親）は増加しているといえます。

③ 《子どもの読書活動に対する関心》



全体では「ある」45.3%、「少しある」30.6%に対し、「あまりない」17.8%、「ない」5.8%となっています。年代別では、40歳代で「ある」「少しある」を合計した割合が87.7%と最も高く、60歳代80.4%、30歳代76.1%と続きます。また、「ある」に限ると40歳代の67.7%と30歳代の55.2%が特に割合が高く、実際に子育て中の親を多く含むと想定される世代で関心が高いことが示されています。一方、15～29歳では「ある」「少しある」を合計した割合が62.3%と他よりやや低くなっています。

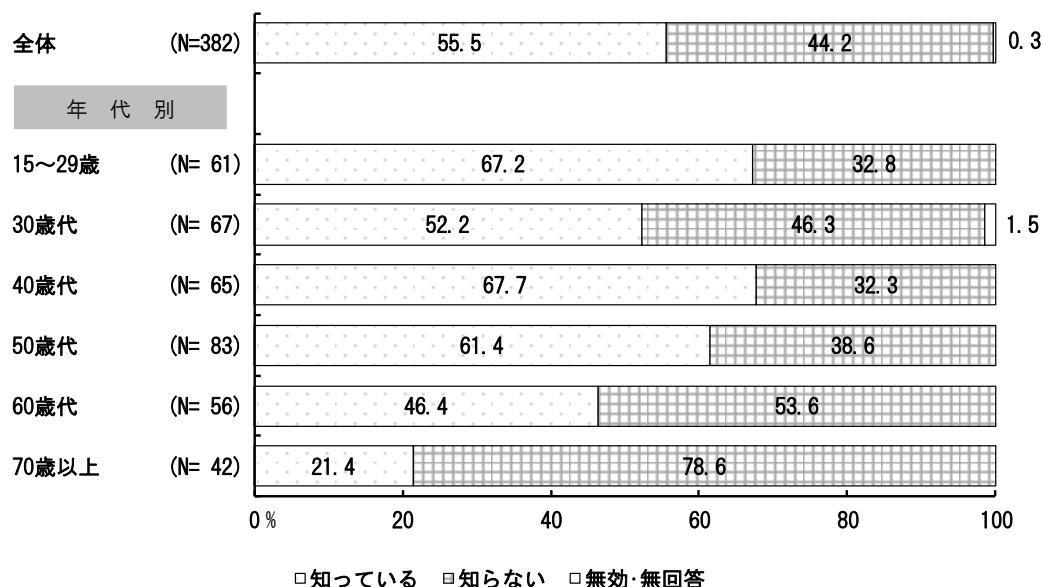
(※参考：過去の調査結果との比較)



※本項の質問は、令和元年度調査においては「高校生以下の子どもがいる」住民に回答を限定しているため、平成27年度及び今回調査とは回答者の属性が異なります。このため、分析結果は参考として扱っています。

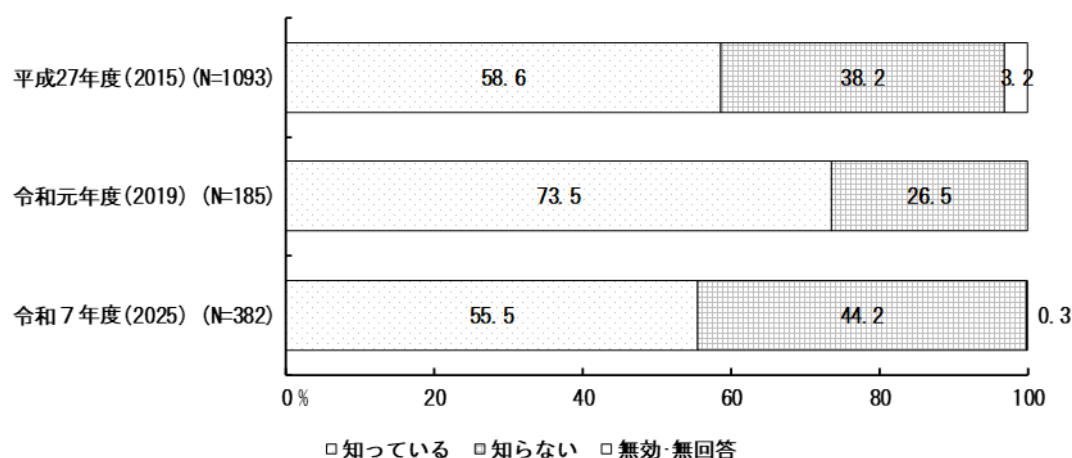
平成27年度及び令和元年度と比較すると、今回調査では「ある」の割合が20ポイント近く低下し、「あまりない」と「ない」の割合が上昇しています。「ある」「少しある」の合計は以前と同じく全体の多数を占めているものの、読書活動への関心度はやや低下しているといえます。

④《地域で行われている子どもの読書活動の認知》



全体では「知っている」55.5%、「知らない」44.2%となっています。年代別では、15～29歳、40歳代、50歳代で「知っている」の割合が60%を上回っています。一方、70歳以上では21.4%と他よりやや低くなっています。

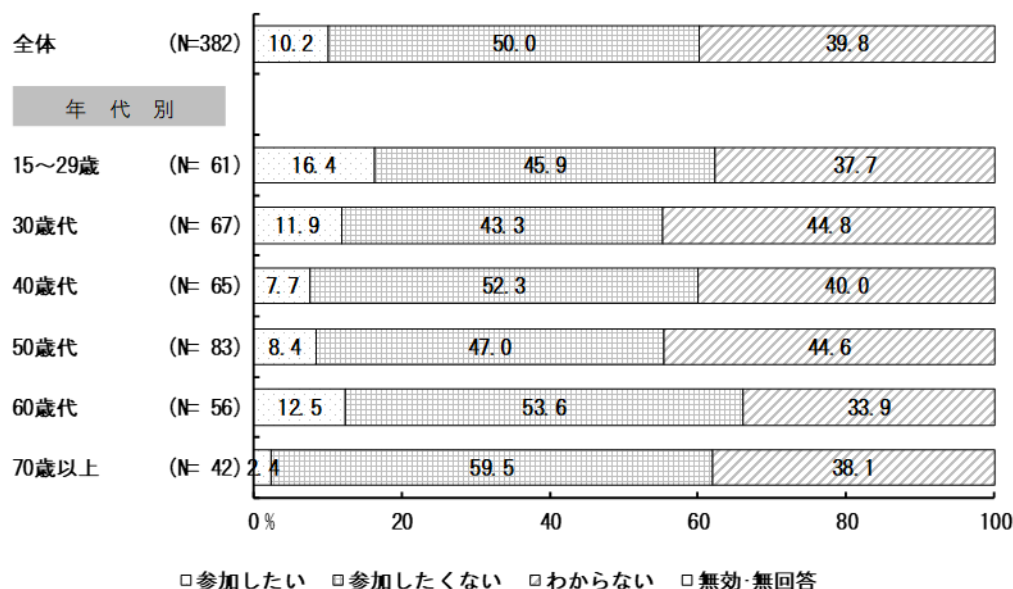
(※参考：過去の調査結果との比較)



※本項の質問は、令和元年度調査においては「高校生以下の子どもがいる」住民に回答を限定しているため、平成27年度及び今回調査とは回答者の属性が異なります。このため、分析結果は参考として扱っています。

過去の調査結果と比較すると、「知っている」の割合は平成27年度より3ポイント低下、令和元年度からは18ポイント低下しています。回答者の属性が異なる令和元年度の結果を除外しても、地域における子どもの読書活動への認知度は以前より若干低下している可能性があります。

⑤ 《地域で行われている子どもの読書活動の参加意向》

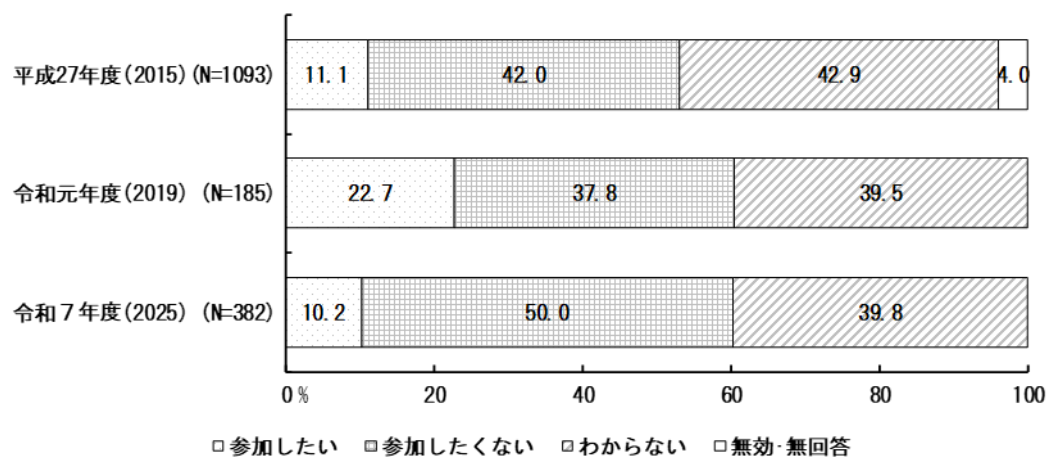


全体では「参加したい」10.2%、「参加したくない」50.0%、「わからない」39.8%となっています。年代別では、15～29歳で「参加したい」の割合が16.4%と最も高くなっている一方、40歳代、50歳代、70歳以上では10%を下回っています。

③《子どもの読書活動に対する関心》の結果と比較すると、40歳代では読書活動への関心は高いものの、実際の活動への参加意向は相対的に低くなっています。一方、15～29歳では読書活動

への関心は他より相対的に低いものの、実際の活動への参加意向は他より高くなっているのが特徴的といえます。

(※参考：過去の調査結果との比較)



※本項の質問は、令和元年度調査においては「高校生以下の子どもがいる」住民に回答を限定しているため、平成27年度及び今回調査とは回答者の属性が異なります。このため、分析結果は参考として扱っています。

過去の調査結果と比較すると、「参加したい」の割合は平成27年度とほぼ同程度、令和元年度からは10ポイント以上低下しています。回答者の属性が異なる令和元年度の結果を除外した場合、地域における子どもの読書活動への参加意向は以前と概ね同様の傾向で推移していると考えられます。

4 努力目標（数値目標）の達成状況

子どもの読書活動施策を総合的に推進する指針として、具体的な数値目標を掲げ、さまざまな事業を実施してきました。

目標項目	2019年 (策定時)	2024年 (現況)	2025年 (目標値)
長泉町民図書館の児童図書の蔵書冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	8.5冊	9.0冊	8.5冊以上
長泉町民図書館の児童図書の年間貸出 冊数(12歳以下の子ども1人あたり)	21.1冊	25.5冊	22冊以上
読書ボランティア数	165人	142人	170人以上
1か月の目標読書冊数	小学生10.6冊 中学生 4.4冊	小学生13.4冊 中学生 7.6冊 高校生 2.0冊	小学生11冊以上 中学生 5冊以上 高校生 2冊以上
図書標準※を達成している学校の割合	100% (5校中5校)	100% (5校中5校)	100% (5校中5校)
読書週間等に読書啓発に取り組んだ 学校、公立図書館の割合	100%	100%	100%

目標指標から検証すると、12歳以下の子ども1人あたりの長泉町民図書館の児童図書の蔵書冊数は増加しており、目標値を達成しています。

長泉町民図書館の児童図書の年間貸出冊数、読書ボランティア数については、目標値には届きませんでした。

1か月の目標読書冊数については、小学生、中学生では目標を上回りました。高校生でも目標値は達成しましたが、回答数が少ないため、統計的に偏っている可能性があります。

図書標準を達成している学校の割合、読書週間等に読書啓発に取り組んだ学校、公立図書館の割合については目標を達成しています。

※図書標準（学校図書館図書標準）・・・公立義務教育学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省が定めた基準。基本冊数に学級数による追加冊数が加わり、達成率％で表される。

※2024年の1か月の目標読書冊数の現況値は、2025年実施の読書アンケート調査から算出。

5 子どもの発達段階と本の目安

読書の楽しさを味わい、表現力や創造力を高めるなど、読書の効果を高めるために、各年代を通して読み聞かせを行うとともに、子どもの発達段階に合った読書活動を展開することが大切です。しかし、読書に対する興味や能力は個人差がたいへん大きいため、一人ひとりの子どもに合わせた読書活動を進める必要があります。『新学校図書館通論』（図書館教育研究会）を参考に、発達段階における本の目安を整理しました。

<乳幼児期>

文字を読むことができない時期には、子どもの興味に合った絵本を与えることや、心を通い合わせるための手段として保護者の読み聞かせが大切です。また、絵本だけでなく子守唄やわらべ歌も子どもの心の発達には重要です。

<概ね5歳～7歳>

絵本を中心にしながらも読むことに興味を持ち始める時期です。物語絵本や、やさしい児童文学などを興味に合わせて選択することが大切です。

<概ね8歳～10歳>

読み・書き・聞き・話すというコミュニケーション能力が高まっていく時期です。探検記、推理小説、冒険小説、SFなど、読む本の種類が急激に多様化してきます。子どもの興味に関連する辞典、地図や視聴覚教材等を活用することも大切です。

<概ね11歳～14歳>

読書の興味は授業での学習を広げることに加え、個人的な興味への傾斜が大きくなり、ベストセラー、名作や趣味の本への興味も増加しますが、本の種類の変化が少なくなります。興味のある分野の専門書、新聞、雑誌やコンピュータの活用等も重要です。

<概ね15歳～18歳>

自分自身の情報ニーズに気付くようになり、タレントが書いた本や映画の原作など、他のメディアからの情報に触発されて興味を示すようになります。ファッションや情報系の雑誌への興味もますます高くなりますが、読書そのものへの興味の有無は個人により大きく異なってきます。

6 長泉町における子どもの読書活動についての課題

(1) 家庭での取り組み

生活の基盤となる家庭において、子どもたちが本に親しむ環境を作ることは非常に大切です。

読書が好きな親を増やしてくるとともに、試行錯誤しながらわが子へアプローチしている親の助けとなるような取り組みを継続的に実施することが必要です。

本を読まない親に対しても読み聞かせの重要性を周知し、子どもに本を読んであげることが、親子にとってとても大切な時間であるということを伝えていく必要があります。

国の第5次基本計画における基本的方針においても、不読率の低減の中で、大人も含めた読書活動推進計画策定の推進を図る必要があるとしています。

アンケート結果によると、前回のアンケート調査と同様に、幼少期の読み聞かせ等の経験や、本と触れ合う機会が多かった人ほど、読書が好きな傾向がありました。

家族で好きな本について話すというような、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す働きかけが、日常的にできるよう支援していくことが重要です。

子どもが本の嫌いな理由については、「マンガやざっしの方がおもしろいから」「ゲームをしたり、テレビ、パソコン、スマホが見たいから」「友だちと遊びたいから」の割合が高くなっています。前回の調査と比べると、小学生では「マンガやざっしの方がおもしろいから」が大幅に低下し、「ゲームをしたり、テレビ、パソコン、スマホが見たいから」の割合も低下しました。中学生では「ゲームをしたり、テレビ、パソコン、スマホが見たいから」の割合は高いものの、前回に比べると割合は低下した一方で、「読みたいと思う本がないから」、「友だちと遊びたいから」「漢字が難しいから」の上昇があり、読書が嫌いな理由も多様化する傾向が見受けられます。

静岡県子ども読書推進計画の調査での結果も同様で、小学校、中学校、高校と年代が上がると不読率も高くなる傾向にあります。年代が上がると学校も忙しくなり、行動範囲も広がることで、興味や関心も多様になります。また、スマートフォンの所持率も年代が上がると高くなり、SNSや動画の視聴などの要因により、読書への関心が薄れていく傾向にあります。

このため、子どもだけでなく大人も含めた読書推進活動を取り組んでいくことが重要です。

(2) 地域での取り組み

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが身近なところで、いろいろな本に出会える環境を作ることが重要です。

幼稚園・保育園・認定こども園等では、図書コーナーを設置し、絵本の貸出を行っています。今後も保護者に向けて発達段階や、興味・関心に応じた資料を用意するとともに、子どもには絵本コーナーなど、本に触れる機会の充実が求められます。

また、地域文庫を運営する団体へは引き続き支援を行い、地域の子どもの読書活動の充実や子どもの居場所づくりのための活動を推進していくことが重要です。

地域において、読み聞かせの機会を一層増やしていくためには、地域で活躍する読み聞かせボランティアを育成、充実させる取組みが必要となります。

さらに、子育て支援センターや地域の公民館等で読み聞かせの実施やイベントの開催など、より多くの子どもが本にふれる機会が増えるよう、積極的に周知をしたり、読書活動をサポートする人材を確保・育成するなど、地域が一体となって読書活動を支援していくことが必要です。

子どもが読書に親しむ契機となっているこれらの活動が、一層推進されるような取組みが求められます。

（３）学校での取組み

学校は、日々子どもたちが通い多くの時間を過ごす場所であり、子どもたちの読書への関心や読書意欲を高めるための働きかけを行うには絶好の環境にあります。

学校教育法においては、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が教育目標の一つとして規定されています。学校は生涯にわたる読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。小・中学校においては、「読書の時間」はほとんどの学校で継続して実施されていますが、読書習慣の一層の定着化のために、限られた時間内でより有効的な実施方法の検討や読書指導の充実等が求められます。

学校では、直接的に読書活動を実施するほか、調べ学習の推進を通して読書活動を授業にも積極的に取り入れています。今後も子どもの生きる力を育成するために、司書教諭と学校図書館補助司書が中心となり、子どもが自ら読書に親しめる環境整備や適切な指導を進めることが大切です。

（４）図書館での取組み

図書館は、子どもが学校外で読書を楽しむことのできる大切な場所として、地域の子どもの読書活動推進の中心的な役割を担っています。子どもの発達段階に応じた魅力的な資料を収集するとともに、各種行事や啓発活動を通じて、今まで図書館を利用していなかった子どもにも読書の楽しさを伝えることが必要です。

このために令和6年9月より電子図書館を導入し図書館の利便性の向上を図りました。引続き図書館の様々な取組みや活動を、SNSなどを活用し発信していくことが重要です。

また、アンケート結果によると、幼少期に図書館や書店等で本と触れ合う機会が多かった人ほど、読書が好きな傾向があり、子どもと親と一緒に本を読むことの重要性を発信していくことが必要です。

子ども読書活動の重要性を周知し、読み聞かせ等の親子向けイベントの開催、読書活動を支えるボランティアの活動支援や育成、学校図書館へのサポートなど、子どもの読書活動を進める取組みの拠点としての役割も、継続的に担っていくことが必要です。

第4章 基本的な考え方

本町では、次代を担う子どもの読書活動を推進するため、今後も、これまでの基本的な考え方を踏まえ、『本、大好き！ながいずみの子』を目標とし、これを実現するための3つの基本方針を設定します。

【目標】

本、大好き！ながいずみの子

～読書で広がる子どもの夢～

基本方針1. 読書の楽しさにふれる ●●●●●●●●●●

子どもがいつでもどこでも、自ら読書の楽しさに気付くきっかけづくりと、喜んで読書に親しむ雰囲気づくりが大切です。

子どもが自由に、自主的に読書に関心を向けることができるよう、読書に触れ、読書を感じ、読書の楽しさが伝わるさまざまな機会の提供と、子どもの読書活動を推進するための環境を整備します。

基本方針2. 読書の大切さを知る ●●●●●●●●●●

大人の読書に対する理解や関心は、自然と子どもにも伝わります。読書は子どもの健やかな成長を促す、ということを大人自ら気付くことが大切です。

子どもの成長段階に応じて、読書の楽しさ、大切さに子ども自身が気付くような情報を提供するとともに、子どもの読書活動の意義、重要性について広報・啓発に努め、子どもを取り巻く社会全体の理解促進を図ります。

基本方針3. 子どもの読書をみんなで支える ●●●●●●●●●●

子どもの読書を住民全体で見守っていくために、すべての大人がともに手を携え、子どもの読書を支えていくことが大切です。

子どもの読書活動に関わる図書館をはじめとする行政、学校、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター、放課後児童会等の関係機関・団体等が緊密に連携し、相互に協力し合う取り組みを進めるとともに、情報交換、交流を通して社会全体が読書活動を推進する体制づくりに取り組みます。

第5章 重点的に取り組むこと

子どもが進んで読書活動を行うための環境づくりは、子どもと関わるすべての大人たちが連携のもと進めることが不可欠です。そのためには、家庭、地域、学校それぞれにおける取組みや、相互の連携・協力の取組み、また、それらを支える仕組みづくりの中で進める必要があります。本計画を推進するために、次の4つの領域での重点的な取組みを掲げます。

1 家庭での取組み

各家庭において、読み聞かせや家族読書、家族で図書館や書店に出かけるなど、幼少期から本に触れ合う機会を増やし、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す働きかけが、日常的になされていくよう、家庭で読書に親しむことの重要性をさまざまな機会を通じて啓発するとともに、保護者が気軽に本と関わることのできる環境を整備します。

乳児が絵本に親しむきっかけづくりとして、ブックファーストを実施し、関連する機関やボランティアと連携して家庭における読み聞かせをはじめとする親子読書活動などの推進や啓発を行います。

（１）保護者が集まる機会での啓発《重点》

親子が集まるイベントを通じて、読書や読み聞かせ・語りの重要性や楽しさについての理解を促進し、地域のボランティア等と連携し、家庭で「読書の時間」が設けられるよう啓発を図ります。

取組み	内容
読書フェア	町内の読み聞かせ団体などによる合同「おはなし会」などにより、子どもの読書への興味付けを促し、読書推進を図ります。
読み聞かせボランティア養成講座	読み聞かせボランティアの育成・充実のため、また子どもが読み聞かせを受ける機会の拡大を図るために、読み聞かせボランティア養成講座を実施します。
子ども読書推進講座	子どもが読書への興味・関心を深めることができるように、絵本作家などによる講座を開催します。

ブックファースト	毎月7か月児育児教室において、赤ちゃん向け絵本を贈呈し、子どもと保護者が絵本に親しみながら楽しい時間を過ごすことで、子どもとの愛着形成を深める一助とするブックファーストを実施します。
おはなし会	町内の読み聞かせ団体などによる「おはなし会」の定期開催により、子どもの読書への興味付けを促します。

（２）読書ガイドブック（ブックリスト）等の作成・配布《重点》

ブックファーストの実施に合わせて、本を通じての読み聞かせの大切さを啓発し、読書ガイドブック（ブックリスト）を作成し、公共施設等にも配布することによって、子どもに与える本の手がかりや図書館の利用促進を図ります。

取組み	内容
読書ガイドブック（ブックリスト）の作成・配布	子どもたちや保護者の本選びの手助けとなるよう、各種テーマの読書ガイドブック（ブックリスト）を作成し、図書館やブックファースト等で配布します。
読み聞かせ向きブックリストの作成・配布	読み聞かせ団体が選ぶ、読み聞かせ向きの本のリストを子どもの読書習慣づくり実行委員会が作成し、関係機関に配布します。
静岡県読書ガイドブックの活用	関係機関などにおいて、静岡県読書ガイドブック「本とともにだち」を配布し、発達の段階に応じた質の高い本の読書を推奨します。

２ 地域での取組み

身近な地域で、子どもたちが本に親しむきっかけづくりの場を提供するとともに、地域で行われている活動の活性化のために、読書活動に関わる人々と施設が連携を図れるように、情報提供などの活動支援を行います。

また、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター、放課後児童会等の関係機関では、さまざまな読書に関する取組みを通じ、子どもの年齢や発達、興味・関心に応じた読み聞かせを行います。

さらに、各地区における読書活動の拠点となるよう、「地域文庫」活動に対する周知を行い、地域の人材を活用しながら地域における読書推進活動を支援します。

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園・子育て支援センター・放課後児童会等
における読書活動の充実

取組み	内容
読み聞かせ会の充実 《重点》	職員、保護者、読み聞かせボランティア、子ども読書アドバイザー等が連携し、子どもたちが読書の楽しさやリズムを体験できるよう、おはなし会や読み聞かせ会などの充実を図ります。
保護者向け資料の提供等	保護者向けに、発達段階や興味・関心に応じた資料を用意します。また、保護者会等で子ども読書アドバイザー啓発リーフレットを活用し、読書啓発活動を推進します。
絵本コーナーの充実	図書館と連携し、絵本コーナーを充実させ、子どもが本に触れる機会を増やします。また、親子読書のために子どもの本の貸出を推進します。

(2) 幼稚園教諭・保育士のスキルの向上

取組み	内容
幼稚園教諭や保育士の研修への参加	幼稚園教諭や保育士の資質向上のために実施する研修等で、子どもの読書活動支援についての意識啓発やスキルの向上を図ります。
子育て支援センターでの研修会や講習会の開催	読書活動に関する職員の資質向上のための研修や講習会を開催し、職員間においても読書活動に関する資質向上に努めます。

(3) 地域における子どもの読書推進活動への支援

① 地域文庫の活動強化

町内では現在2つの地域文庫が活動を行っています。地域における読書活動が充実・拡大するよう、利用者数の更なる増に努めます。

取組み	内容
地域文庫活動の啓発	地域文庫の活動について、地域文庫と図書館が連携して、様々なイベント等の機会を捉え、地域住民に周知・啓発を進めます。
地域文庫の利用促進	地域文庫は、利用者の意見に耳を傾け、利用者の要望に合った運営を検討し、利用促進に努めます。

② 「地域文庫」に対する支援及び周知

町では、平成22年度より地域文庫に対する補助金を交付する制度を創設し、現在では、2地区の地域文庫の活動を支援しています。

地域文庫は令和6年度には開館日数延べ548日（1,722時間）来館者数3,557人と、多くの方に利用されています。

今後も、地域における読書活動が充実、拡大するよう「地域文庫」に対する支援及び周知を図るとともに、地域住民が利用できる文庫が増加していくよう支援します。

取組み	内容
地域文庫補助金の交付	生涯学習の推進及び児童の読書活動推進のため、地域の住民に対し無償で図書の閲覧、貸出等を実施する地域文庫を運営する団体に対し、運営を支援するための補助金を交付します。
地域文庫に対する図書館資料貸出の拡充	地域の住民に幅広い図書資料が提供できるように、図書館と地域文庫が連携し、地域文庫が利用者の要望に応えることができるように、図書館資料貸出を行います。

③ 子ども読書アドバイザーの活動推進 《重点》

地域の読書ボランティアによる読み聞かせ活動を実施し、地域での子ども読書活動を活性化します。静岡県が実施する「子ども読書アドバイザー」の養成・育成事業により、町内においても県登録の読書アドバイザーが活動しており、読書アドバイザーとして、経験を生かした活動を進めていきます。また、経験の浅いボランティアへの指導者としての役割を果たします。

取組み	内容
土曜おはなし会 火曜おはなし会 こあらの会 だいののおはなし会 夜のおはなし会	町内の読み聞かせ団体、図書館司書、静岡県子ども読書アドバイザーによる、「おはなし会」を開催し、子どもの読書へ興味を促します。

3 学校での取組み

学校では、読書の時間を確保し、教員が読書活動の必要性を共通認識した上で読書指導を行うなど、教育活動全体を通じ、子どもの自主的な読書習慣形成に関わります。

小・中学校の学校図書館の充実や学校図書館を計画的に利用した読書指導の工夫など、各学校における読書活動の強化を推進します。

学校図書館の機能を十分に発揮していくため、中心となる司書教諭と学校図書館補助司書の一層の連携が図れる体制の整備に努めます。

（１）読書機会の提供

① 読書指導

児童・生徒が成長時期に適した読書経験を積み重ね、読書を通して豊かに生きる力を身につけられるよう、一人ひとりの読書意欲を高める読書指導を充実させます。

また、各学校の状況に応じて読書活動に取り組むとともに、本を読むことによって思考力や想像力を育み、読む力や書く力、さらにこれらを基礎とする言語に関する能力を高めることができるよう、さまざまな機会を利用した指導を行います。

取組み	内容
一人ひとりの読書意欲を高める読書指導	推奨図書を読み終えた児童を称揚する活動や、生徒の実態に応じた興味のある本の購入等、一人ひとりの読書意欲を高める指導を充実させます。また、特別な支援を必要とする子どもに対しても、子どもの実態に応じた資料の充実や読書活動を推進します。
ブックガイドの作成	小学校では、子どもの本選びの参考となるように、それぞれの小学校で工夫を凝らしたブックガイドを作成し、子どもの読書推進を進めます。中学校では、教諭から生徒に向けておすすめ本のリストを作成し、読書を推奨します。
朝読書の推進《重点》	全校で取り組む読書活動として、週１回以上、朝読書の実施を推進します。
多様な読書活動の活用《重点》	読み聞かせやブックトーク、アニメーション等の取り組みを推進します。また、電子書籍や電子図書館の活用を検討します。
静岡県読書ガイドブックの活用《重点》	静岡県読書ガイドブック「本とともにだち」を活用し、発達の段階に応じた質の高い本の読書を推奨します。

② 学校図書館の充実

学校図書館は児童・生徒の読書活動を支える「読書センター」と、調べる学習活動を支える「学習・情報センター」としての機能をもつ場所です。

学校図書館資料の質的な充実に向けた条件を整えるとともに、調べ学習に苦手な子どもも学校図書館を利用するよう、児童・生徒が利用しやすい環境を整備します。

また、学校図書館補助司書の有効な活用を図ります。

取組み	内容
学校図書館資料の質的な充実	調べ学習用図書や、特別な支援を必要とする子どもが読書に親しむための資料など、魅力的な図書館資料の整備・充実を図ります。

児童・生徒が利用しやすい環境の整備	楽しく、気軽に読める図書を整備していくとともに、利用時間の拡大や、図書の学校間での相互利用や団体貸出の教員への周知など、児童・生徒が利用しやすい環境を整備します。
図書の電子処理化	図書の電子処理化について、機器の更新など、円滑な管理や利用促進に向けて取り組みます。
学校内の協力体制の確立	司書教諭や学校図書館補助司書を中心に、全校で読書活動の推進に取り組む体制づくりを進めます。
授業における学校図書館の有効活用の推進《重点》	授業担当者と司書教諭が協力し、読書指導や学校図書館の機能を活用した、主体的・対話的で深い学びが実現できる授業の実践を進めます。
学校図書館補助司書の有効な活用	一人ひとりの子どもに合った本と出会う機会を創出し、子どもの知的探究心に応えるため、学校図書館補助司書の有効な活用を図ります。
学校図書館チェックシートの活用	県が配布する学校図書館チェックシートを活用し、自校の学校図書館を分析・評価することで、より良い学校図書館のあり方に向けた検証を進めます。

(2) 人材の育成

取組み	内容
研修等への参加	学校図書館を利用した教育活動の充実を図るため、司書教諭をはじめとする教員や学校司書は研修会へ積極的に参加します。

(3) 理解の促進

取組み	内容
保護者への啓発	学校だよりの活用やPTAとの連携による読み聞かせボランティア、「家庭読書の日」における広報活動、懇談会やおたより等を通して、保護者の読書への理解と関心を深めます。
学校図書館に関する情報の共有化と周知	「静岡県の学校図書館」等の広報誌やインターネットサイトに学校図書館に関する情報を提供し、情報の共有・周知を図ります。

(4) 地域ぐるみの推進

取組み	内容
町民図書館と学校の連携強化	総合的な学習の時間などの調べ学習で、児童・生徒が主体的・意欲的に学習活動が行えるよう、連携・協力を強化します。
ボランティア等との連携強化	読書の楽しさを伝えるため、子ども読書アドバイザーや読み聞かせボランティアの活用を推進します。
開かれた学校図書館運営の推進	関係機関や地域ボランティアに積極的に情報提供を行い、学校図書館ボランティアなど、各学校をとりまく多くの地域の住民との協力による、開かれた学校図書館運営を進めます。

4 図書館での取組み

図書館では、子どもの発達段階に応じた魅力的な資料を収集するとともに、子どもの年齢やニーズに応じた魅力ある蔵書を充実させます。

また、各種行事や啓発活動を通して、今まで図書館を利用していなかった子どもや保護者に足を運んでもらえる図書館を目指し、すべての子どもたちが本に親しむ機会の創出に努めます。

さらに、子どもの読書活動推進において不可欠な存在であるボランティアとの協働により、子どもたちが楽しみながら読書に親しむための事業を実施します。ボランティアの育成講座や研修会などを充実させ、人材育成を図るとともに、ボランティアに参加する人々と意見交換し、より有効的なボランティア活動支援に努めます。

(1) 読書機会の提供

取組み	内容
図書資料の整備・充実	児童書及び児童書から一般書への橋渡しができるような書籍を充実させます。また、子どもの年齢や特性に応じた、良質で多様な図書館資料の選書・収集を行い、子どもたちが読書の楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣が培われるよう努めます。
図書館のICT化の推進	図書館の利便性を高めるために、地域の貴重な資料の電子化やweb上における各種サービスの向上や、電子図書館サービスの資料の充実に努めます。

新刊図書案内の強化	毎月の新刊図書案内について、館内に一覧案内を掲示するだけでなく、展示やホームページなどのメディアを活用して啓発を強化します。
読書ガイドブック（ブックリスト）の作成・配布	子どもたちや保護者の本選びの手助けとなるよう、各種テーマの読書ガイドブック（ブックリスト）を作成し、図書館や関係機関で配布します。
専用コーナーの設置	利用者の利便性の向上を図るため、また、長泉町の特徴を生かすことを目的に、子育てコーナー、井上靖コーナーなどの専用コーナーを設け、幅広い絵本を利用者に提供できる環境を整えます。
おはなし会等の充実	読み聞かせ、おはなし会、ブックトーク等を実施するとともに、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の講習会などの事業を企画・開催します。 また、イベント等の読書活動に関する情報を積極的に発信します。
学校図書館との連携	各学校のさまざまな研究テーマに応じることができるよう、調べ学習用資料を充実させるなど、団体貸出の機能の充実をはじめとして、学校図書館の補完としての役割や支援を強化します。
団体貸出の充実	学校、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター、放課後児童会など、子どもと関わる施設における読書活動を支援するため、調べ学習用資料の貸出や配本など、団体貸出の充実に努めます。 さらに選書や配本の年間計画を作成し、本の運搬や配送などの労力を確保するための職員体制を整え、各団体の希望にできる限り沿えるよう努めます。

図書館の情報発信の強化	児童図書の蔵書・貸出情報や、おはなし会の開催等に関する情報を、ホームページやSNS等により発信するなど、情報化を強化します。 また、インターネットによる蔵書検索システムや、児童室に設置してある図書検索用端末の利用を促進します。
レファレンス（調べ学習）支援機能の充実	子どもが興味を持って調べ学習ができるよう、新聞記事オンラインデータベースやタブレット端末等による調べ学習の支援をします。
特別な支援を必要とする子どもの読書活動の支援	障害のある子どもや外国人の子ども等、特別な支援を必要とする子どもの読書活動を推進するため、子どもの状態等に応じた資料の収集等を継続します。

（２）人材の育成

取組み	内容
講座・研修会の開催・出前講座への司書派遣	地域で子どもの読書活動に関わるボランティアなどに、読み聞かせ講座や研修会、出前講座への司書の派遣など、子どもの読書活動への理解の促進と資質の向上のための機会を提供し、人材発掘と育成のための取組みを進めます。
図書館職員の資質の向上	読書相談や、子どもの読書活動推進のため、研修会や講座などに参加し、資質の向上を図ります。
子どもライブラリアンの育成【新規】	図書館についての知識を学び、図書館のイベント等で活躍できる人材を募集し育成します。

（３）理解の促進

取組み	内容
一日図書館員等の充実	図書館を利用していない子どもや、図書館の利用に不案内な子どもに対して、読書の楽しさや大切さを理解してもらい、図書館への関心を持ってもらうために、「一日図書館員」や「図書館見学会」などの働きかけを工夫します。

職場体験の受入れ	図書館への理解を深めるために、中学生、高校生、大学生や社会人の職場体験を積極的に受け入れます。
図書館見学の受入れ	幼児、児童の図書館見学や利用体験など図書館への理解と親しむ機会を引き続き提供します。
「読書週間」「子ども読書の日」「こどもの読書週間」を通じての普及啓発・広報	読書活動の推進のため、「読書週間」「子ども読書の日」「こどもの読書週間」等に合わせて展示を行うなど、啓発活動を実施します。

(4) 地域ぐるみの推進

取組み	内容
読書活動への支援	地域で子どもの読書活動に関わるボランティアなどに、資料や情報の提供等の支援を行うとともに、子育て支援事業と連携した啓発事業や、学校図書館と連携・協力した取組みを行います。
団体貸出の充実 (地域文庫)	地域の読書活動を支援するため、関係機関と協議を行いながら団体貸出サービスを拡充します。
連絡調整機能の強化	学校、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター、放課後児童会などの関係機関との連絡・調整を行うとともに、図書館の地域における読書活動アドバイザーとしての機能を強化します。 また「子どもの読書習慣づくり実行委員会」を通し、図書館と読み聞かせボランティア団体との連携や、ボランティア相互の連携を強化します。
ボランティアの調整	図書館や学校でおはなし会や読み聞かせなど、読書に関わる活動を希望するボランティアとボランティアを必要とする施設の効果的な橋渡しを行います。

第6章 計画の推進

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。次に掲げる【努力目標（数値目標）一覧】をもとに推進状況を点検するとともに、「長泉町子ども読書活動推進協議会」に報告し、計画の着実な推進を目指します。

【努力目標（数値目標）一覧】

目標項目	現状値（2024年）	2030年
長泉町民図書館の児童図書蔵書冊数 （12歳以下の子ども1人あたり）	9.0冊	9.0冊以上
長泉町民図書館の児童図書の年間貸出冊数 （12歳以下の子ども1人あたり）	25.5冊	26冊以上
読書ボランティア数	142人	150人以上
1か月の目標読書冊数	小学生13.4冊 中学生 7.6冊 高校生 2.0冊	小学生14冊以上 中学生8冊以上 高校生2冊以上
図書標準※を達成している学校の割合	100% （5校中5校）	継続
読書週間等に読書啓発に取り組んだ学校、公立図書館の割合	100%	継続

※1か月の目標読書冊数について、現況値は2025年長泉町子ども読書アンケート調査から算出

※図書標準（学校図書館図書標準）・・・公立義務教育学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省が定めた基準。基本冊数に学級数による追加冊数が加わり、達成率％で表される。

資料編

1 長泉町子ども読書活動推進協議会設置要領

（設置）

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。以下「法」という。）に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長泉町子ども読書活動推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第9条第2項の規定に基づく、長泉町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会の委員は次に掲げる者をもって組織し、長泉町教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域住民組織の代表者
 - (2) ボランティア団体の代表
 - (3) 学識経験者
 - (4) 小学校PTA代表
 - (5) 校長会代表
 - (6) 長泉町社会教育委員
 - (7) 園長会代表
- 2 協議会に会長及び副会長を各1人ずつ置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選とする。

（任期）

第4条 委員の任期は推進計画の策定期間とし、再任を妨げない。ただし、その職をもって委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 協議会は、会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、生涯学習課図書館チームにおいて処理する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この告示は、平成17年9月1日から施行する。

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

2 子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 長泉町子ども読書活動推進協議会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
会長	宮口 泉	長泉町子どもの読書習慣づくり 実行委員会代表
副会長	後藤 勇二	長泉町校長会（南小学校）
委員	竹廣 麻子	長泉町社会教育委員会
委員	川瀬 一隆	地域文庫代表 （米山文庫運営会）
委員	渡邊 直樹	長泉町PTA連絡協議会（南小学校）
委員	河野 紀子	学識経験者 （静岡県読書アドバイザー）
委員	高山 恵美子	園長会代表（東幼稚園）

（令和7年4月1日現在）

事 務 局	チーム名	職 名	氏 名
教育委員会		部 長	三澤哲也
生涯学習課		課 長	小野秀則
生涯学習課	図書館チーム	主 幹	杉山耕一
生涯学習課	//	主 査	矢口紀江

第5次長泉町子ども読書活動推進計画

令和8年3月

編集・発行長泉町教育委員会生涯学習課

〒411-0943 静岡県駿東郡長泉町下土狩1283-11

コミュニティながいずみ内

電話(055)-988-7801

FAX(055)-988-7802

URL <http://www.town.nagaizumi.lg.jp/>

E-mail tosyokan@town.nagaizumi.lg.jp